

# 横浜地区労働組合協議会 規約

## 第一章 総則

第一条 この協議会は、横浜地区労働組合協議会（略称・横浜地区労）と呼び、事務所を横浜市中区桜木町3-9に置く。

第二条 この地区労は、加盟組合の団結力に依り大会で決定された事項に基づいて、加盟組合員の経済的、社会的地位の向上並びに親睦を図る事を目的とし、この目的達成のため、次の事業を行う。

- 一、加盟組合相互の情報交換
- 一、加盟組合の闘争支援及び援助
- 一、中小企業労働者の組織と援助
- 一、闘争に関する調査及び対策
- 一、市政対策
- 一、文化体育の交流
- 一、加盟組合員の福祉厚生に関する事項
- 一、目的を同じくする労働者、その他の団体との協力提携

## 第二章 構成

第三条 この地区労は、横浜地区所在の労働組合を以て構成する。

第四条 この地区労は、加盟組合の自主性を尊重する協議機関である。

第五条 この地区労に、加盟しようとする時は、規約承認の上、申し込みと同時に会費一ヶ月分を添え幹事会の承認を得なければならない。

第六条 この地区労より脱退しようとするときは、幹事会に届出、その承認を得なければならない。

## 第三章 機関

第七条 この地区労に次の機関を置く

- (一) 大会 (二) 幹事会 (三) 常任幹事会

第八条

- (一) 大会は地区労最高の議決機関で、正副議長、常任幹事、幹事、加盟組合代議員を以て構成し、毎年議長が之を招集する。但し、幹事会が必要と認めたととき及び、加盟組合の三分の一以上の要請があったときは、議長は臨時大会を召集しなければ

ばならない。

大会は、大議員の三分の二以上の出席で成立し、協議決議は出席代議員の三分の二以上の賛成をもって之を決定する。

(二) 大会の代議員数は各加盟組合最低二名とし、その都度幹事会で之を決定する。

(三) 幹事会は正副議長、常任幹事及び幹事を以て構成し、大会から大会までの協議決議機関である。幹事は加盟組合より各一名選出する。

(四) 常任幹事会は、正副議長及び各専門部担当常幹をもって構成し、大会から大会までの執行機関であり、財務管理等の責任をもつ。

## 第四章 役員

第九条 この地区労に左の役員を置く。

議長一名、副議長若干名、事務局長一名、事務局次長一名、常任幹事若干名、監査二名

第十条

(一) 議長は地区労を代表する。副議長は議長を補佐し、議長事故あるときは、その職務を代行する。

(二) 事務局長は事務局を掌握し、日常業務を処理すると共に、会計業務を管理する。

(三) 常任幹事会は各業務を分担し、日常業務を遂行する。

(四) 会計担当常幹は、会計事務処理を行い、監査は会計監査を行う。会計処理規定は別に定める。

第十一条 役員は大会に於いて選出する。

第十二条 役員任期は一ヶ年とし、定期大会から定期大会迄とする。但し、再任は妨げない。

役員が死亡、辞任その他の原因で欠員となったときは、幹事会の決定により後任者を選出する。任期は前任者の残りの任期とする。但し次の大会に於いて確認を受けなければならない。

第十三条 この地区労に、特別常任幹事、顧問を置くことができる。

第十四条 事務局員の待遇及び服務規定は別に定める。

## 第五章 会計

第十五条 この地区労の経費は、会費及び寄付金等

第十六条 会費は一人につき、一五〇円として、毎月末日までに納入する。

第十七条 既納の会費は返済しない。

第十八条 会計年度は毎年六月一日より、翌年五月三十一日迄とする。

## 第六章 附則

第十九条 この規約に定めのない事項については、幹事会に於いて審議し運営する。

第二十条 個の規約に基づく規定、雑則及び必要なる事項は別に定める。

第二十一条 この規約を改廃する時は、大会の承認を得なければならない。

この規約は、一九九〇年七月二八日より実施する。